

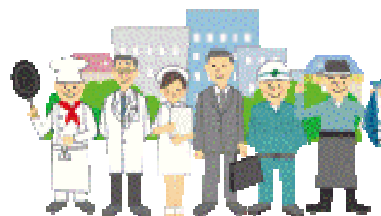
今般、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、救助や復旧に当っておられる皆様に心から感謝し、一刻も早く復旧されますよう深くお祈り申し上げます。

税理士FPメルマガ通信

第121号

平成23年 3月 25日発行
編集:税理士FP実務研究会事務局
㈲日税ビジネスサービス 総合企画部
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階

退職金を一時金でもらうべきか、 年金でもらうべきか？＜後編＞



■ 一時金 or 年金 ～3つの観点からの比較～

(2) 税金、社会保険料の観点

(1) では、年金に軍配をあげましたが、他にも忘れてはならない観点が多くあります。その1つが、税金の問題です。税金を差し引いた手取りの金額で比較することを忘れてはなりません。

一時金として受け取る場合と年金で毎年もらうのでは、税制は異なります。適格退職年金や厚生年金基金、確定給付企業年金では、退職に基因して支払われる一時金は退職所得とされます。また、確定給付企業年金や確定拠出年金では、退職していなくても60歳に達した場合等に支給される老齢給付金も退職所得とされています。この退職所得は、非常に優遇されており、多額の退職所得控除(勤続期間2年までは80万円、20年まで1年につき40万円増加、その後は1年につき70万円ずつ増加)が適用されます。例えば、22歳で企業年金に加入し、60歳で定年退職した場合、38年加入したと仮定した場合、 $40\text{万円} \times 20\text{年} + 70\text{万円} \times (38 - 20)\text{年} = 2,060\text{万円}$ まで非課税となります。しかも、退職金額が退職所得控除額を超えた場合、その超過額全額ではなく、2分の1にしか課税されません。さらに特筆したいのは、他所得とは分離して課税される場所です。一時所得であれば、所得控除額が50万円に過ぎず、他所得と合算して課税されてしまいます。

それに対して年金で受け取る場合は、雑所得として扱われます。退職所得の優遇措置ほど優遇されているものではなく、適格退職年金、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済等に認められている公的年金等控除があるだけです。現行は、2005年分から縮小されてしまい、65歳未満では老齢年金の受給額が70万円超、65歳以上では120万円超になると課税されてしまいます。この公的年金等控除は国民年金や厚生年金の受給額と合計した額で考慮する必要があります。年金額合計から公的年金等控除額を控除した額が雑所得として課税されますので、結果として所得税と住民税が増加し、さらに住民税を基準とする国民健康保険料の所得割の増加にもつながる恐れがあります。年金を選択して受取額を増やしても、その増加分の一部は結果的に上記の税金や社会保険料と相殺されてしまい、手取り額を減らしてしまう可能性があるのです。

とはいえ、必ずしも、こうなるとが限りません。年金額が少額であれば、控除額の範囲内に納めることも可能です。

(3) 退職金、年金を受け取った後の観点

(1) でも少し述べましたが、退職金を一時金で受け取った場合、その退職金をどのように使うかによって年金・一時金どちらがお得か、結果が変わってきます。

きちんと資産運用しながら使うのか、それとも無計画に浪費してしまうかです。誰もが計画的ではありません。一時金で受け取ってしまうと、大金を手にもすることもあり、ついつい無駄使いしてしまうかもしれません。大金である場合、盗まれてしまう危険性もあります。銀行口座にあっても、スキミングやおれおれ詐欺などもあり、決して安心できるものではありません。起業するための資金が必要とか、ローンを一括返済する予定があれば(1)で述べたように、一時金を選択するのもわかるのですが、そうでなければ、老後の安定した生活を考えて、年金として毎年確実な金額を受け取ったほうが安心という見方もできます。平成22年7月26日に公表された平成21年の簡易生命表によれば、男の平均寿命は79.59年、女の平均寿命は86.44年と延びており、その傾向は強くなっていると思います。

一方、年金にもリスクがあります。それが、制度解散に伴う一時金清算や年金の減額という不利益変更の観点です。いったん年金を選択し年金受給者となれば、容易に年金は減額されるものではありません。制度解散や年金の減額にはその理由や当事者の一定数の同意が必要になります。

ところが、企業の経営環境が厳しくなってくると、この要件を満たしたうえで、不利益変更が実行される可能性もあります。年金でもらう場合は、この点も考慮しておく必要があります。なお、厚生年金基金や確定給付企業年金では年金受給権者の給付の引き下げがある場合、最低積立基準額という一時金での受取りも認める必要があります。これは、制度解散時にも原則保証されているのですが、通常選択する一時金に比べると有利であり、30年国債の利率の直近5年平均(2010年度は2.38%、0.8~1.2を乗じた1.904%~2.856%の場合もあり)を基準に定めた利率で一時金に換算されますが、通常を選択一時金と異なり、保証期間経過後の終身年金部分も含めて一時金換算されます。

年金のリスクは税制等にもあり、公的年金等控除の縮小、廃止や社会保険料の上昇で、実質の年金額が減ってしまう可能性もあります。特別法人税の凍結は平成22年3月末以降もさらに3年間凍結延長される方向性ではありますが、特別法人税の廃止要望も強く、将来的には、特別法人税が廃止された場合に、税の財源を代替するものとして公的年金等控除の縮小、廃止が議論される可能性があるのです。もちろん、退職所得控除の縮小、廃止もあり得るのですが、一時金をもらう時の退職所得控除で判断すれば良いのであり、年金には、将来的な不利益が予想されるだけ、課題が残ることになります。

なお、適格退職年金は平成24年3月末に廃止されることとなっていますが、移行先が確定拠出年金や中小企業退職金共済の場合、年金受給者は移すことができず、閉鎖型適格退職年金の中に残ることになります。

平成24年4月以降に適格退職年金の契約が残すことができたとしても、税制適格の要件は失うことになりますので、年金に公的年金等控除が適用されなくなる可能性があり、やはり、実質の給付の削減につながるかもしれません。

■ 年金と一時金をいかに活用するか

3つの観点をご紹介しましたが、年金と一時金どちらが絶対お得というわけではありません。不確定要素は多いですが、双方のメリット・デメリットを理解して、あとから後々後悔しないようにしないといけません。

改めて整理すれば、(1)の給付総額の観点では、年金のほうが一般的に有利ですが、(2)の税制の観点も考慮すると、必ずしも年金が有利ではないということです。これに(3)の観点も加えると、ある意味、賭けに近い判断も入ってくることになります。いずれにしても総合的に判断する必要があるでしょう。

(1)の観点は、年金規程や規約、(2)の観点は、現行の税制等である程度確認することができますが、(3)の観点を確認するということであれば、企業の経営状況や企業年金の財政状況、また、経済環境や資産運用環境、ひいては政治環境なども見通す広い見地が必要になります。実際には、ここまで判断しなくても良いとも思います。

そこで、年金と一時金両方のいいところ取りができないかと考える方もいらっしゃると思います。通常は、各企業年金制度では、年金と一時金両方を選択できるようになっていますので、一部年金、一部一時金という受給方法も可能です。**年金・一時金の比率をどのようにするかがポイント**ですが、(1)の観点に加え、(2)の観点を活用して、年金は公的年金等控除の範囲内、一時金は退職所得控除の範囲内で設定したり、社会保険料を増やさないようにするなどが考えられます。この場合、**注意点があり、年金を残したうえで、一時金を受給してしまうと、退職所得ではなく一時所得として扱われ、所得控除額は 50 万円となり、さらに分離課税でもなくなり、他所得と合算されてしまいます**。年金を全て一時金で受給しないと退職所得とはなりません。特に厚生年金基金が代行返上した後の確定給付企業年金では、厚生年金の代行部分に上乗せされていた薄皮部分が残っている場合もあり、少額ではありますが、これを年金として残し、退職金としてある加算部分を一時金でもらう場合も一時所得となってしまいます。(3)の観点を活用するのであれば、ローン返済や起業、また旅行などのライフイベントを決め、今後の大きな支出予定や貯蓄残高の推移予想なども考慮し、退職後のライフプランニングをしっかりと作ることです。年金受給後に一時金化できる場合もありますが、規約等に定められている制限もあります。予め、ライフプランニングにそって、年金・一時金の比率を決めれば、最適な選択が可能になることでしょう。ファイナンシャルプランナーの方のアドバイスも有効になると思います。この稿が、皆さんのライフスタイルにあった受給方法にお役に立つことを切に望みます。

〈著者プロフィール〉

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント(生保協会認定FP)

日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会(現企業年金連合会)、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488